

資料編

1 主な事業・取組一覧

2 市川市の教育を取り巻く現状

- (1) 施策2 学力関係
- (2) 施策7 生活習慣関係
- (3) 施策9 体力関係
- (4) 施策 14・15 ICT 関係
- (5) 施策16 働き方改革関係
- (6) 施策23 外国籍児童生徒関係
- (7) 施策26 コミュニティ・スクール関係
- (8) 市川市の教育に関するアンケート
集計結果

3 策定経過

4 市川市教育振興審議会

1 主な事業・取組一覧

各施策に示している【主な事業・取組】の概要、掲載頁、担当課を五十音順にまとめました。

＜あ行＞

主な事業・取組	概要	掲載頁	担当課
アプローチカリキュラム・スタートカリキュラム研修事業	就学前の子どもの学びが小学校の学びにつながるよう、幼児教育を行う教諭と小学校の教諭を対象にした研修を推進する。情報の交換・共有の場をつくとともに、カリキュラムの接続など子どもの発達や学びの連続性の確保を図る。	P.26	指導課
新たな学校環境の実現	文部科学省が示している「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方」や、「市川市学校環境基本計画」で示している本市が目指す学校環境を踏まえ、老朽化が進んでいる市立学校の建替えを進める。	P.44	学校環境調整課
安全・安心な学校づくりの推進	学校にまつわる相談や諸問題において、学校経営・運営に対する指導・助言及び連絡調整を行う。学校の防災及び情報管理に関する指導・助言及び連絡調整を行う。	P.44	義務教育課
いちかわ市民アカデミー講座	市内大学の持つ高度な機能や施設と恵まれた環境の中で、社会の諸問題や生活向上のための新しい知識の習得を目的とした講座を実施する。	P.55	社会教育課
市立幼稚園特別支援学級	個別の支援が必要な幼児に対し、一人ひとりに寄り添った支援を行う学級として設置している。集団活動や行事への参加を通して、通常学級の幼児と交流を図る。	P.46	指導課
インターネットトラブル防止出張事業・研修の実施	各小学校・中学校で、インターネットやSNSでトラブルに巻き込まれないよう出張授業や研修会を実施することで防犯への意識や行動を育成する。	P.40	少年センター
音楽会活動事業	市川市児童生徒音楽会を開催し、市立小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校における音楽水準の維持・向上を図る。その他、部活動の発表の場を設け、吹奏楽、管弦楽及び合唱水準の維持・向上を図る。	P.25	指導課

<か行>

主な事業・取組	概要	掲載頁	担当課
外国語指導助手 (ALT) 派遣事業	英語教員とのチーム・ティーチングを通じて市立中学校・義務教育学校（後期課程）で英語教育及び国際理解教育の充実を図る。市立小学校・義務教育学校（前期課程）及び特別支援学校にも派遣し、英語教育を行う。	P.36	指導課
外国人子女等適応 支援事業	市立小学校・中学校・義務教育学校へ就学する帰国児童生徒、特に外国人児童生徒の中で、日本語が十分理解できない児童生徒を対象として、通訳講師を活用して、日本語指導や教科指導、学校生活への適応に関する指導を行う。	P.48	指導課
各種作品展事業	図画工作・美術、技術・家庭、書写、新聞、学校園写真、理科等での学習成果の発表の場とし、表現・鑑賞・創作活動を通して、各教科の指導の充実と豊かな心を持つ子どもの育成や自然科学教育の一層の振興を目指す。	P.25	指導課
学習支援推進事業	各学校で組織された学習支援クラブにおいて、家庭・学校・地域が一体となって、日常の学習活動に地域の教育力（人材、地域環境、文化、歴史等）を生かし、地域の実情に応じた特色ある学習活動を展開する。また、専門性の高い講師を招き、講義を通じて児童生徒に夢や感動を与え、生きる力を育む。	P.29 P.30 P.36	学校地域 連携推進課
学校環境整備事業	教育環境の充実を図るため、学習指導上必要となる教材備品を整備し、教材備品の買替え及び新規購入を行う。	P.25	就学支援課
学校間連携推進事業	市立幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校等を含めた学校間における、学びの接続及び学校間連携推進の発展的な継続に取り組み、学びの連続性や各学校の教育活動の充実に向けた体制づくりを図る。	P.26	指導課
学校給食運営事業	子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう「生きた教材」である学校給食を活用し、栄養教諭や学校栄養職員が積極的に関わった食育の充実を図る。	P.33	保健体育課
学校支援実践講座 事業	いじめの未然防止及び地域コミュニティの活性化を目指し、市民を対象に人権講座を行う。受講者は学校で行われる交流会に参加し、児童生徒の話を受容的・共感的に聴くことで、いじめに繋がりがねない事例を多面的・多角的に考える機会を提供する。	P.29	学校地域 連携推進課

主な事業・取組	概要	掲載頁	担当課
学校司書設置事業	児童生徒の読書への関心・意欲の向上、読書の習慣化に向けて、市立小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校に学校司書を派遣する。学校図書館の環境を整備し、学校図書館を活用した授業改善を教諭と連携しながら行う。	P.29	指導課
学校施設開放事業	学校教育に支障のない範囲で市立学校の施設を開放することにより、市民スポーツの推進、文化活動の振興及び青少年の健全育成を図る。	P.52	学校地域 連携推進課
学校問題対策事業	学校だけでは解決が困難な事案について、専門的な知識又は識見を有する者からアドバイスを受け、適切な対応を図る。また、学校と保護者との面談に弁護士が同席して、問題の早期解決を図る。	P.43	義務教育課
学校情報化研究事業	文部科学省が示す「GIGA スクール構想」等に基づき、学校の情報化を推進するとともに、学習の基盤となる情報活用能力を育てるために必要な研修等を実施する。	P.30 P.40 P.43	教育 センター
学校図書館支援事業	学校図書館への様々な支援を通して学校図書館の「学習センター」「情報センター」「読書センター」としての機能の充実・強化を図ることで、学校の教育機能を高め児童生徒の「豊かな心」と「自ら学ぶ力」を育む。	P.29 P.40	教育 センター
家庭教育学級運営事業	市立幼稚園・小学校・中学校等に開設された保護者の学びの場。各学校の家庭教育学級運営委員が企画運営を行う自主企画講座、担当課が主催する指導員講座及びサポート講座等を通して、親としての役割を学んだり親同士の交流を深めたりする。	P.52	学校地域 連携推進課
家庭や地域と連携した環境学習の推進	各教科や総合的な学習の時間で、地域の自然や特性等を生かした環境学習に取り組む。	P.30	指導課
GIGAスクール推進事業	1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを活用することで、学校現場のICT環境の活用の促進を図り、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善や学習活動の一層の充実を目指し、児童生徒の資質と能力の育成を図る。	P.40	指導課
義務教育学校設置事業	「市川市立義務教育学校の設置に関する方針」に基づき、市内の小中一貫教育の推進を図るため、東国分爽風学園と信篤三つ葉学園における小中一貫型小学校・中学校の取組を進め、義務教育学校の設置を検討する。	P.26	学校環境 調整課

主な事業・取組	概要	掲載頁	担当課
教育広報活動事業	市川市教育委員会の施策や新しい教育情報等を、市民・保護者・学校関係者を対象に提供する。	P.43	教育センター
教育相談事業	子育てをしていく中で生じる様々な悩みに関して、専門的知識を持つ教育相談員等が面接相談やカウンセリング等を実施し、子どもの健全な育成を図る。特別な支援を必要とする子どもの保護者に対して、適正な就園、就学に向けた相談、支援を行う。	P.46 P.48	教育センター
教科担任制の推進	主に小学校高学年において、授業準備の負担軽減を図るとともに、教科の専門性を高めるため、学年内で担当教科を決め、複数の学級で同じ教科の授業を進めることのできる教科担任制を推進する。	P.43	義務教育課
教職員等研修事業	市川市の教職員の資質・力量の向上を図るため、国、県、市の教育施策を踏まえ、教育の今日的課題や教職員のニーズに応じた研修を行う。	P.25 P.29 P.33 P.40 P.43 P.46 P.48	教育センター
業務改善推進事業	学校の教職員、教育委員会関係課職員で構成する「働き方改革推進委員会」において、学校の教職員の働き方を今一度見直し、より実感できる具体的な取組を推進するため、協議を進める。	P.43	義務教育課
校内塾・まなびくらぶ事業	多様な地域人材を、「校内塾・まなびくらぶ」の指導者「まなびサポーター」として市立小学校・中学校・義務教育学校に派遣し、算数・数学・英語を中心とした基礎的・基本的な内容についての学習の場を、放課後及び長期休業中に設ける。	P.52	指導課
公民館営繕事業	各公民館の安全性・利便性向上に向けて改修工事等を行う。	P.44	社会教育課
公民館主催講座活動事業	地域住民の最も身近な学習拠点として、多様な学習テーマの講座を実施する。公民館に集まって学ぶ対面型講座のほか動画配信によるオンライン講座を実施する。	P.36 P.55 P.56	社会教育課
公民館の活用	主催講座やサークル活動で学んだ成果を生かせるように、地域や学校との連携を図りつつ、情報の収集や発信を行う。講座や貸室のほか、共用スペースを地域住民の交流や展示（発表）の場として活用しやすい仕組みづくりに取り組む。	P.55 P.56	社会教育課

主な事業・取組	概要	掲載頁	担当課
交流人事	葛南教育事務所管内5市及び管外他教育事務所（特別支援学校、県立高等学校を含む）との教職員の人材交流を積極的に図ることによって、学校組織の活性化と教職員の人材育成、資質向上に努める。	P.26	義務教育課
国際理解教育の推進	国際社会においてグローバルな視点に立って、主体的に行動するために必要な態度や能力を育むため、異文化理解等を学ぶ学習機会の充実を図る。	P.36	指導課
子どもの居場所づくり事業	市立小学校において、授業の終了後等に、子どもへの安全・安心な居場所を確保し、社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を育むことを目的とした「放課後子ども教室」を運営する。	P.48	学校地域連携推進課
コミュニティクラブ事業	子どもたちの健全育成・コミュニティ作り・生涯学習社会の創造を目的とし、ボランティアで組織された16学校区の実行委員会と市が委託契約を結んでいる。遊びを通して、子どもたちが主体的に関わる様々な体験活動や異年齢・世代間交流を図る。	P.30 P.55	学校地域連携推進課
コミュニティ・スクール推進事業	地域・保護者の声を学校運営に生かし「社会に関われた教育課程」を具現化するために、地域ネットワークを活用し、子どもの育成を目指す。学校運営協議会と地域学校協働本部の2つの仕組みを一体的に整備し、地域と学校の連携・協働体制の充実を図る。	P.43 P.52	学校地域連携推進課

<さ行>

主な事業・取組	概要	掲載頁	担当課
史跡公有化事業及び史跡維持管理事業	曾谷貝塚等の史跡を保存するため、所有者より市への売渡希望があった場合や、国土交通省との土地売買に関する協議が進展した場合等に市がその土地を買い取るとともに、公有化された史跡の維持管理を図る。	P.58	考古博物館
史跡整備保存事業	貴重な歴史的文化遺産である史跡を次の世代に確実に守り伝えていくため、保存活用計画等を策定する。	P.58	考古博物館
指定文化財維持管理費補助金事業	指定文化財の維持・管理に係る経費の一部を補助することにより、その保存に寄与する。	P.58	考古博物館

主な事業・取組	概要	掲載頁	担当課
指導者用デジタル教科書活用推進事業	指導者用デジタル教科書を導入することで、ICTの環境整備（ハード面）に加え、デジタル教材（ソフト面）での充実を図る。授業準備等の効率化につなげるとともに、授業での活用を通して、児童生徒の「主体的・対話的で深い学び」を実現する。	P.40	指導課
社会科副読本等製作事業（郷土学習情報化研究員会議）	小学校における郷土に関する学習指導の在り方を研究するとともに、指導の充実を図るための副読本、指導解説資料、学習指導計画、資料等を作成する。	P.36	教育センター
就学援助	経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学校教育に必要な学用品費等を援助する。	P.47	就学支援課
奨学資金事業	学力が優良でありながら経済的な理由で高等学校、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校への修学が困難な方に対して奨学金を支給する。	P.47	就学支援課
小・中学校営繕事業	児童生徒等の安全を確保し、衛生面及び環境面を改善するため、老朽化が進んでいる校舎等の改修工事を行う。	P.44	教育施設課
小学校外国語活動推進事業（小学校外国語活動指導員の派遣）	日本語及び英語の会話能力を有する人材を外国語活動指導員として派遣し、外国語活動及び外国語科の授業、国際理解教育の一層の推進を図る。	P.36	指導課
小学校・中学校図書館資料整備事業	学校図書館資料の充実を図るため、小学校では、読書を通じて豊かな情操を育むことができる図書や学習に必要な図鑑等を、中学校では、教科書の学習内容に合った図書や、探究的な学習に有効活用できる図書を購入する。	P.29	就学支援課
小学校等児童生徒支援訪問	特別支援教育に関する校内体制の充実を図るため、各学校のニーズに応じて巡回指導員を派遣する。	P.48	指導課
小児生活習慣病予防検診	市内公立小学校5年生と前年度に所見があった6年生、中学校1年生と2年生の希望者を対象に実施し、結果は各家庭に通知され、基準値を上回る場合は、程度により養護教諭や栄養教諭等による保健指導や医師による健康相談を行う。	P.33	保健体育課
少人数学習等担当補助教員雇上事業	教員と協力して少人数指導やチーム・ティーチング、教科担任制を行う補助教員を配置し、確かな学力の向上に向け、教科指導の充実に努める。	P.25	義務教育課

主な事業・取組	概要	掲載頁	担当課
少年自然の家主催事業	自然の中で集団生活や野外活動を通じて情操や社会性を豊かにし、規律・協働・友愛・奉仕の精神を培い、心身を鍛錬して少年の健全な育成を図る。	P.30	青少年育成課
少年相談事業	複雑化、深刻化する傾向にある相談者の悩みやニーズに対応できるよう、電話やeメールでの相談を行う。それを面接相談や他の専門機関への紹介など適切につなげ、相談者の悩みを軽減、解消し、心理的負担を軽減する。	P.48	教育センター
少年補導活動事業 (ネットパトロールを含む)	非行の早期発見・未然防止のため、市内160名の少年補導員と市川・行徳両警察署の協力を得て、実施計画に基づいた市内全域の補導活動を実施するとともに、補導活動を有効に行うための会議・視察・研修の充実を図る。	P.40 P.48	教育センター
進路学習事業	中学1年生から計画的に進路を学ぶための資料「輝かしい未来へ向かって」を作成し、中学3年生用では進学情報を最新のものに更新して、活用しやすくする。	P.36	指導課
スクール・サポート・スタッフ事業	学校及び学級の運営上の諸問題への対応や、多様化する教育活動の充実に資するため、各学校長の要望に応じ、スクール・サポート・スタッフを配置し、学校を支援する。	P.43 P.46	指導課
すこやか口腔検診	市内公立小学校の希望した学校数校で咬合力、唾液検査等を実施し、口腔機能の維持・増進を図る。	P.33	保健体育課
青少年教育国際交流事業	国際交流によって、日本や郷土市川の伝統と文化を学ぶ機会の充実を図るとともに、他国を尊重し、異なる文化を持つ人々と理解し合い、地域でも国際社会でも活躍できる青少年を育成する。	P.36	指導課
青少年指導者育成事業 (ユースリーダー講習会)	市内在住・在学の中学生と高校生を対象に、グループワーク等の講習を通じて、人の意見をまとめる力や主体的に行動する力を育てることにより、地域を支える青少年リーダーの育成を図る。	P.55	青少年育成課
創意と活力のある学校づくり事業	園及び学校が実態や特色を生かした創意と活力のある学校づくり推進計画・報告書を作成し、幼児の資質・能力を育み、主体的な活動の推進を図るとともに、心豊かで実践力を持った幼児を育成する。	P.25 P.44	指導課

<た行>

主な事業・取組	概要	掲載頁	担当課
体験学習事業（農業・稲作体験）	「市川米っ人くらぶ」に事業を委託し、市内在住・在学の小学生とその家族を対象に、異年齢者との共同作業による農業体験を通し、勤労と収穫の喜びを体験することで、心豊かな子どもを育てる。	P.30	青少年育成課
体力向上推進事業	企業と連携を図り、専門的な知識と技能を有する講師を招いて、児童生徒の技能向上や運動に親しむ資質や能力を育てる。また、いきいきちばっ子コンテスト「遊・友スポーツランキングちば」への積極的な取組の推進を図る。	P.33	保健体育課
地域における夜間中学の維持	戦後の混乱期の中で義務教育を修了できなかった人、不登校等の理由による「学び直し」の人、様々な理由から本国で義務教育を修了せずに日本で生活を始めることになった外国籍の人など、多様な背景を持った人たちの学びの場として、義務教育を受ける機会を実質的に保障する。	P.47	義務教育課 指導課
トイレ改修事業	老朽化した学校のトイレについて、洋式便器化、床の乾式化、内装改修及び機器の更新等を行い、総合的なトイレの環境改善を図る。	P.44	教育施設課
道徳教育推進事業	「特別の教科 道徳」の授業改善、挨拶やマナー等、日頃の生活の中ですぐに実践できる規範意識の育成に重点を置いた取組を行う。あわせて、各学校における道徳教育の推進を図る。	P.29	指導課
特別支援学級及び通級指導教室の設置	児童生徒の障がい種や地域、特別支援学級と通級指導教室のバランスなどを十分に考慮しながら、計画的に特別支援学級及び通級指導教室の設置を進める。	P.46	義務教育課
特別支援学級等補助教員雇上事業	より一層の学習効果を上げるため、市内の特別支援学級及び通常学級に在籍し、特別な支援を必要とする児童生徒を対象に、特別支援学級担当者のほかに、補助教員を配置する。	P.46	義務教育課
特別支援学校との連携	公民館における児童生徒の作品展示や主催講座への参加など、障がい者の学びや地域交流の促進となるよう連携を図る。	P.55	社会教育課
特別支援教育推進事業	一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導・支援を充実させる。共生社会の実現を目指し、すべての子どもたちが「自分らしく」学び「自分らしく」社会参加していくために、特別支援教育を推進する。	P.46	指導課

主な事業・取組	概要	掲載頁	担当課
図書館運営事業	市民の知識や情報へのニーズに応えるため、図書館を運営する。市内図書館5館1室に加え、大野・西部公民館図書室、男女共同参画センター情報資料室、いちかわ情報プラザの予約受け取り窓口、自動車図書館、市内を回る資料輸送等を行う。	P.55	中央図書館
図書等整備事業	情報の拠点として市民の学びを支える、子どもの成長をサポートする、地域の文化を育み豊かなまちづくりを支えるという図書館の基本的な使命を達成するために図書等の資料の充実に努める。	P.55	中央図書館

<な行>

主な事業・取組	概要	掲載頁	担当課
入学準備金貸付事業	経済的理由により高等学校、専修学校、短期大学又は大学に入学を希望する人の保護者で入学準備金の調達が困難な方に貸付を行う。	P.47	就学支援課

<は行>

主な事業・取組	概要	掲載頁	担当課
博物館企画展事業	考古博物館・歴史博物館・自然博物館の3館が年度毎に持ち回りで企画展を行う。	P.56	考古博物館
博物館展示・教育普及事業	常設及び季節展示、歴史セミナー、講演会、体験学習（縄文学習、火おこし、組紐、紋切り体験、長田谷津散策会など）などの教育普及に関わる取組を行う。	P.36 P.55 P.56	考古博物館
博物館の活用の推進（文化財を活用した博物館事業）	市内小学校への出張縄文体験学習、館内展示解説及び貝塚見学ツアーを行う。	P.58	考古博物館
博物館の体験学習を支援するボランティアの養成	体験学習（縄文学習、火おこし、組紐、古文書、季節行事など）を支援する指導員の養成を行う。	P.56	考古博物館
博物館保管研究事業	収蔵資料の調査研究及び整理、市史編纂関係報告書の作成、各種研究会への参加や博物館の見学などを行う。	P.56	考古博物館
部活動の地域移行	国、県の方針に則った段階的な地域移行に向け、学校現場、各団体への聴取を行いながら計画的に進める。また、統括団体の設立及び運営に向けた条件整備等、他課と連携を図りながら整備する。	P.52	保健体育課

主な事業・取組	概要	掲載頁	担当課
ふれんどルーム市川	不登校児童生徒の社会的自立に向けて自我の確立及び集団生活の適応力の向上を図り、個々の状況に応じた支援を行う。	P.46 P.48	教育センター
ヘルシースクール推進事業	食生活の乱れ、体力・運動能力の低下、生活習慣病の低年齢化など現代の子ども達に山積する健康課題の改善や望ましいライフスタイルの確立を図る。学校・家庭・地域が一体となって取り組む包括的な健康教育の推進、充実を目指す。	P.33	保健体育課
放課後保育クラブ	待機児童解消に向けて、市立小学校や指定管理者と協議し、保育クラブの増設や拡充を図るとともに、子ども教室との連携を推進する。	P.48	青少年育成課
訪問指導事業	「学習指導要領」「葛南教育事務所重点目標」のもと、各校を訪問し、学校教育目標、教育課程、教育環境、児童生徒の学習や生活の状況、教職員の指導等に関する指導・助言を行い、本市の学校教育活動の質の向上を図る。	P.43	指導課
防災教育推進事業	東日本大震災等の教訓を生かすため、3月11日を「防災教育の日」として制定し、防災意識を高めるための教育を推進する。	P.36	指導課

<ま行>

主な事業・取組	概要	掲載頁	担当課
埋蔵文化財調査事業（下総国府調査）	国府台野球場の整備工事に際し、下総国府関連遺構の解明に必要な発掘調査を行う。発掘調査で得た成果を発掘調査報告書として刊行し、今後市民等への周知を図る。	P.58	考古博物館

<や行>

主な事業・取組	概要	掲載頁	担当課
幼児教育推進事業	公立幼稚園及び希望する私立幼稚園の要請により、幼児教育相談員を派遣するとともに、子育て等について不安や悩みを抱える未就学児の保護者の相談を受ける幼稚園子育て相談を行う。	P.25	指導課
幼稚園教諭と保育士との交流	幼児期の教育に関する研修会を実施するとともに、公開研究会をはじめ各園内研究会に参加を募り交流を図る。互いの保育の様子を見る機会を設け幼児教育の質の向上を図る。	P.25	指導課

<ら行>

主な事業・取組	概要	掲載頁	担当課
ライフカウンセラー設置事業	児童生徒の精神的な悩みに対し、適切な対応を行う。小学校では、休み時間の交流等により、ゆとりとくつろぎを与え、心の安定を図る。中学校では、児童生徒へのカウンセリングや、カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助を行う。	P.46 P.48	指導課

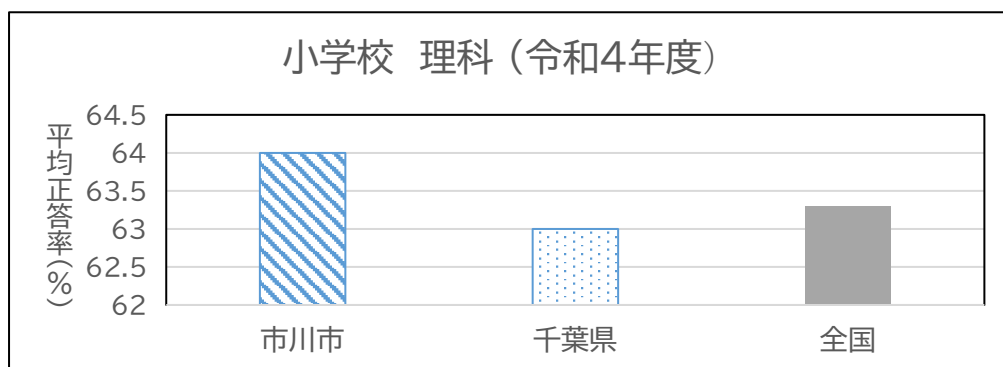
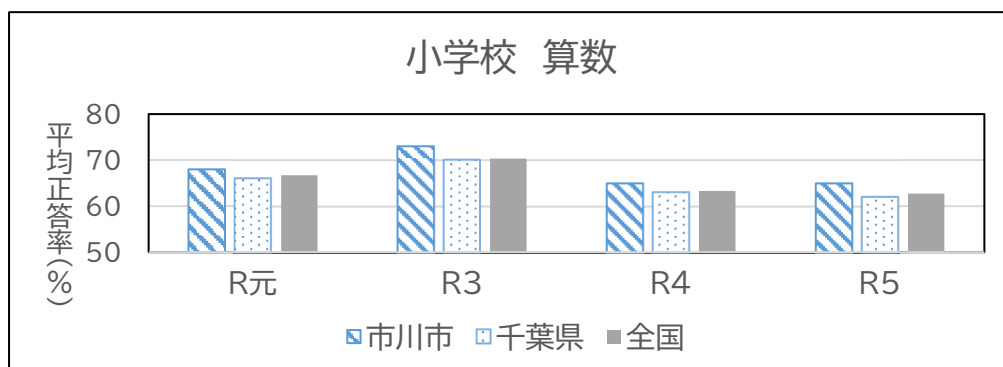
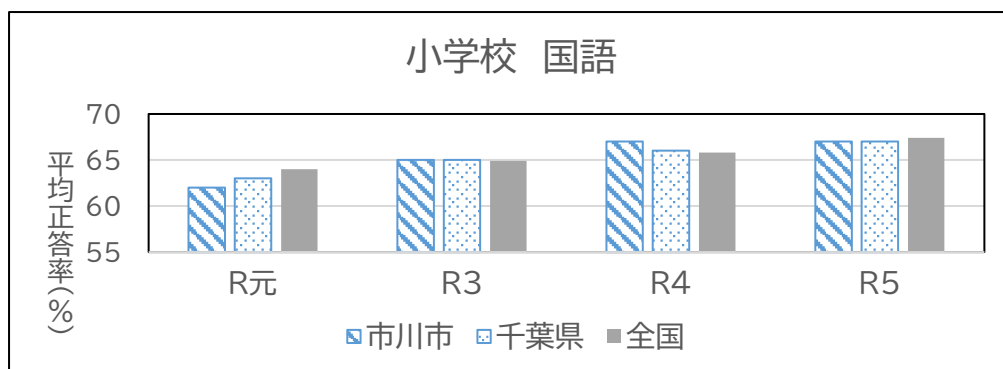
2 市川市の教育を取り巻く現状

(1) 施策2 学力関係

児童生徒の確かな学力を育成する取組の推進
(「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善)

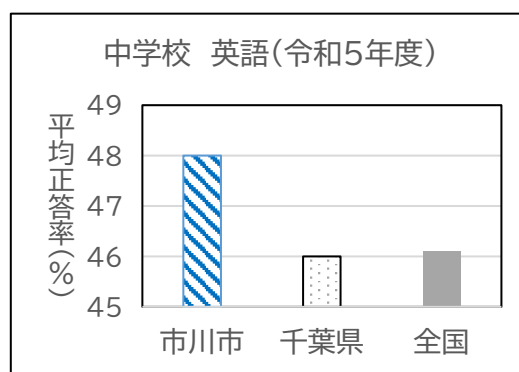
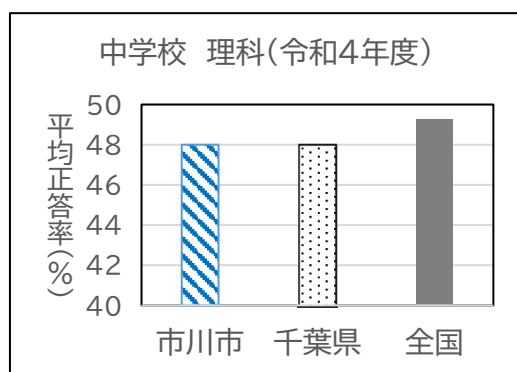
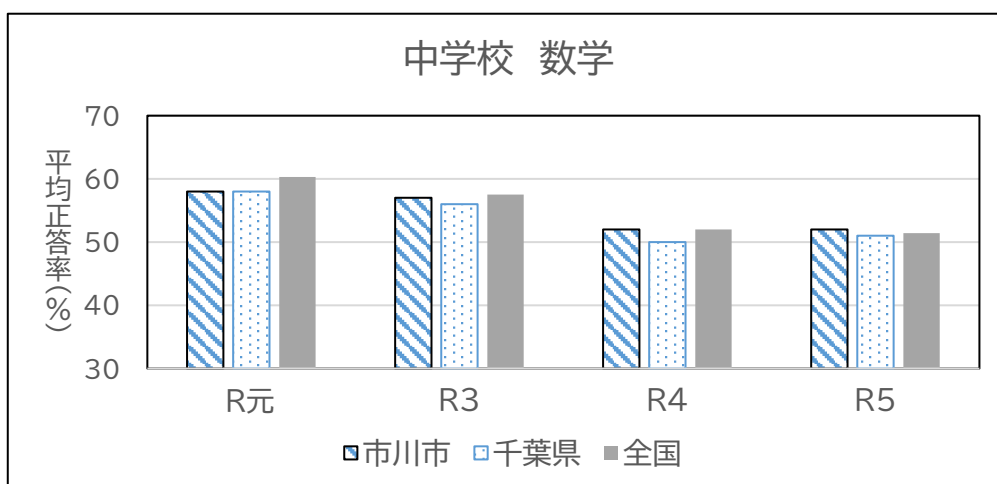
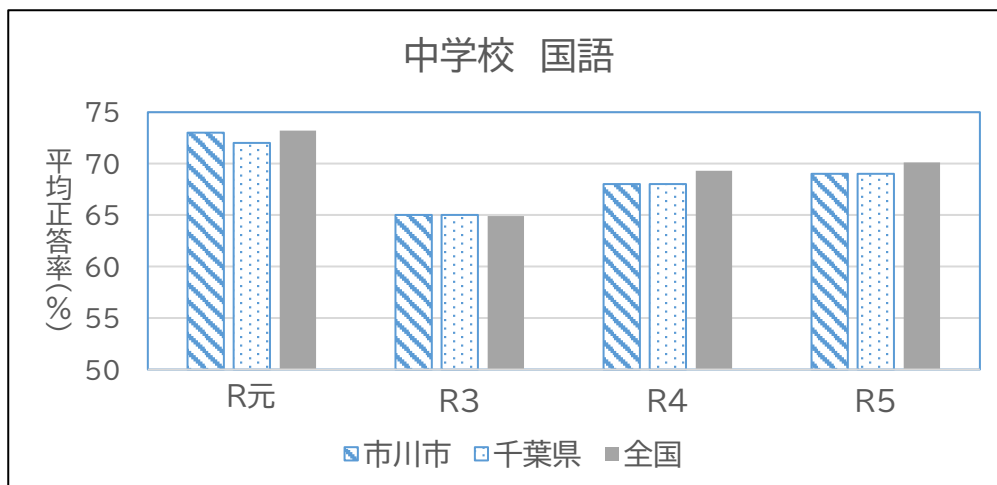
○ 全国学力・学習状況調査の市川市、千葉県、全国の平均正答率(公立)の推移

1. 小学校(公立)



※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により調査は未実施。

2. 中学校(公立)

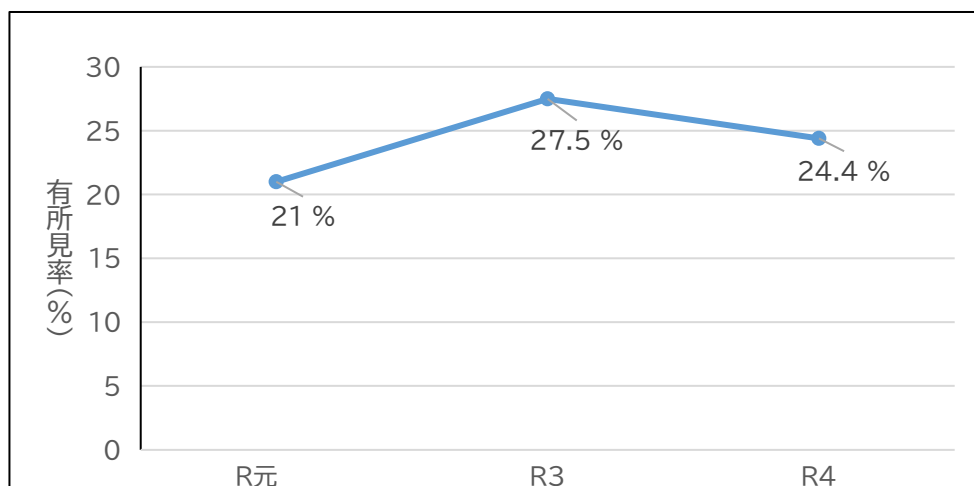


※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により調査は未実施。

(2) 施策7 生活習慣関係

望ましい生活習慣を身に付ける取組の推進

○ 小児生活習慣病予防検診の児童の有所見率



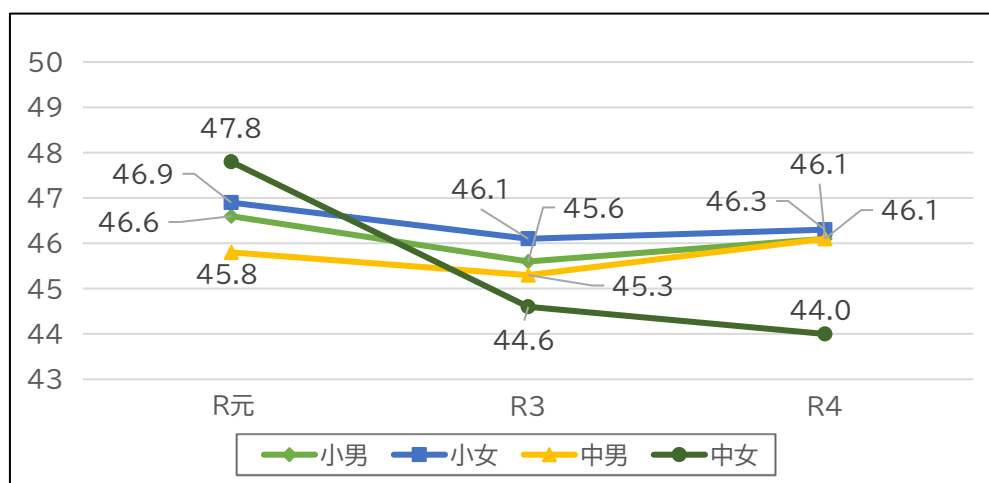
※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により調査は未実施。

※小児生活習慣病予防検診は、将来の生活習慣病(糖尿病、高血圧症などの病気)の因子を持つ児童生徒の早期発見と個別指導を目的とする検診。

(3) 施策9 体力関係

運動やスポーツに親しむ機会の充実

○ 市川市立学校の新体力テスト総合得点 T スコア



※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により調査は未実施。

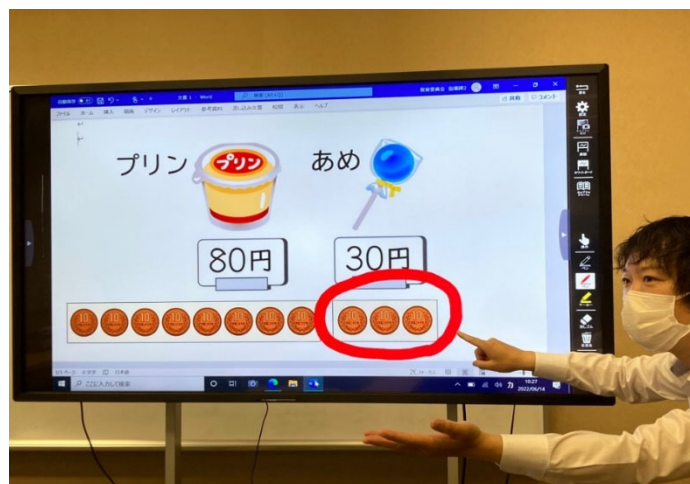
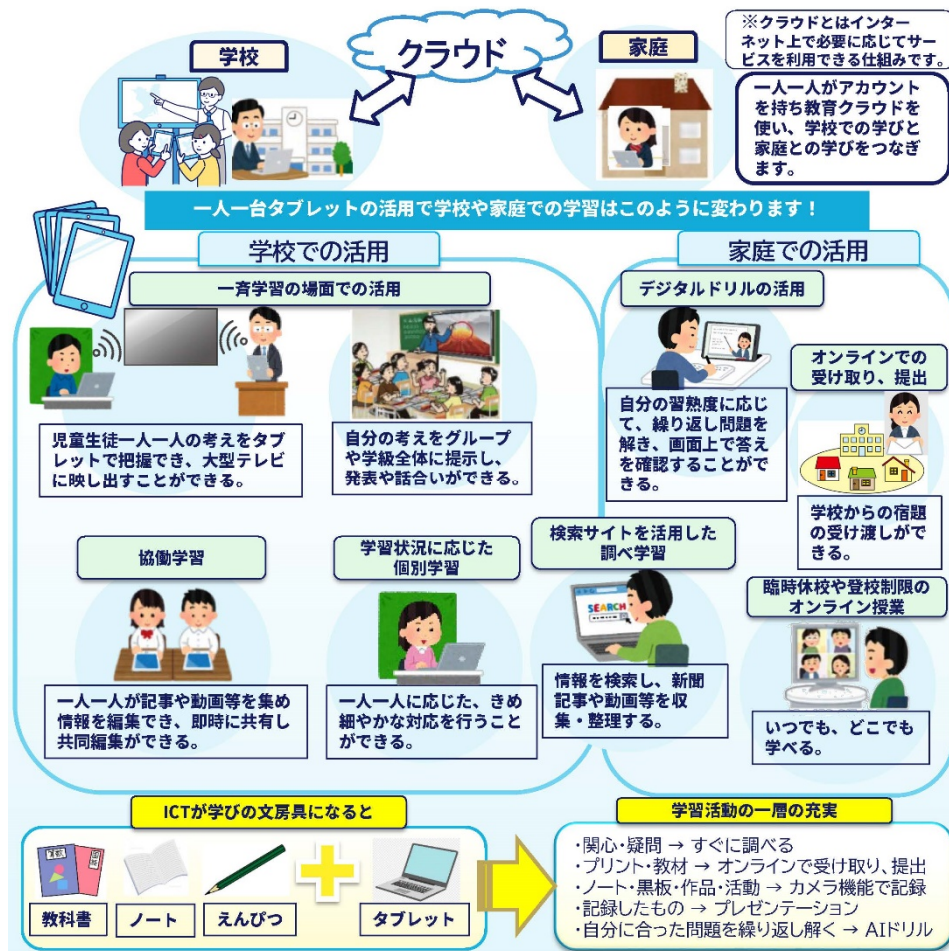
※Tスコアは偏差値のことで、全国平均値を50とした場合の市平均値を示している。

(4) 施策14・15 ICT 関係

教育の ICT 環境整備の充実

教職員の ICT 活用指導力の向上

○ いちかわ GIGA スクール構想

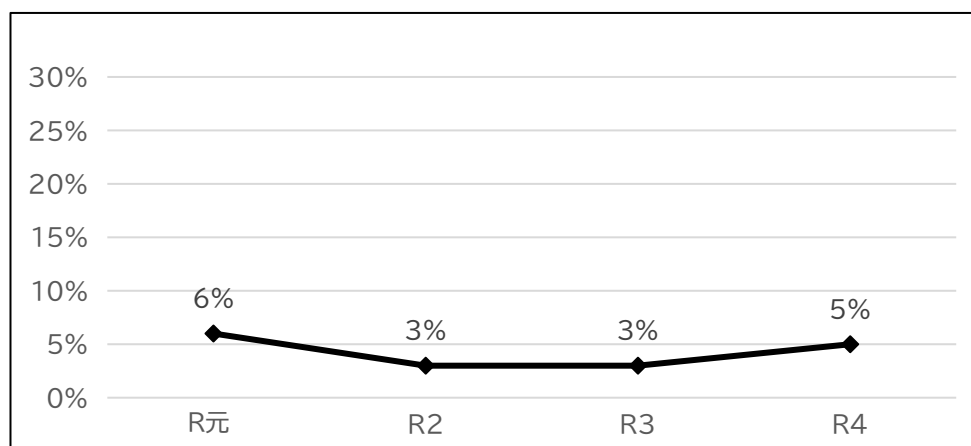


大型提示装置を使用した授業風景

(5) 施策16 働き方改革関係

働き方改革の推進

- 市川市公立学校の教諭の1か月当たりの超過勤務時間が80時間を超えた割合



(6) 施策23 外国籍児童生徒関係

教育的支援が必要な子どもへの対応と相談体制の強化

- 通訳講師の総派遣回数等

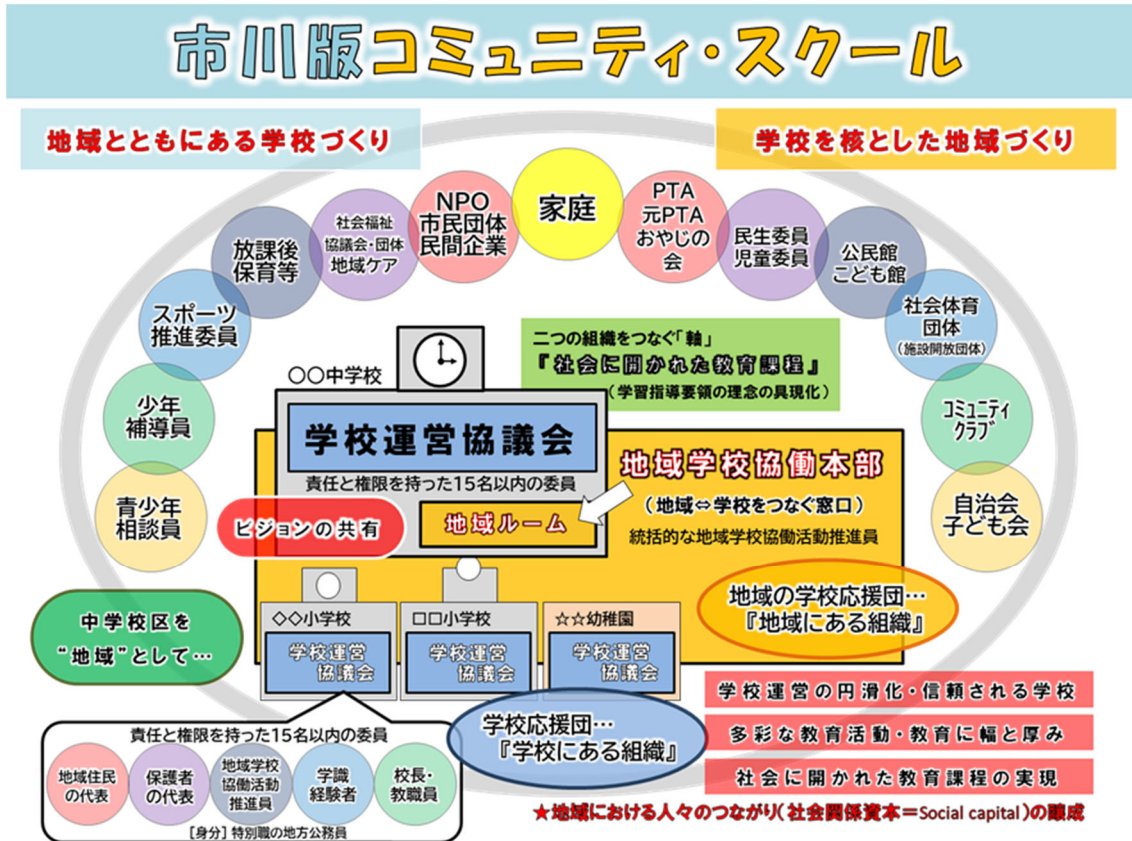
年度	総派遣回数	対象児童生徒数	対応言語数等
令和元年度	997回	217人	12言語(中国語、スペイン語、タイ語、タガログ語、ロシア語、ネパール語、ウルドゥ語、英語、ヒンディー語、ベトナム語、ポルトガル語、インドネシア語)
令和2年度	845回	218人	13言語(同上、アラビア語)
令和3年度	802回	193人	
令和4年度	832回	197人	15言語(同上、シンハラ語、カンナダ語)

※帰国児童生徒・外国人児童生徒教育については、新浜小・行徳小・富美浜小・塩焼小・塩浜学園・南新浜小・第七中・大洲中(夜間)に、適応指導及び日本語指導を行う教室(ワールドクラス等)が設置され、日本語が十分理解できない児童生徒を対象として、日本語教育を含めた学習面での指導や学校生活への適応指導を行っている。

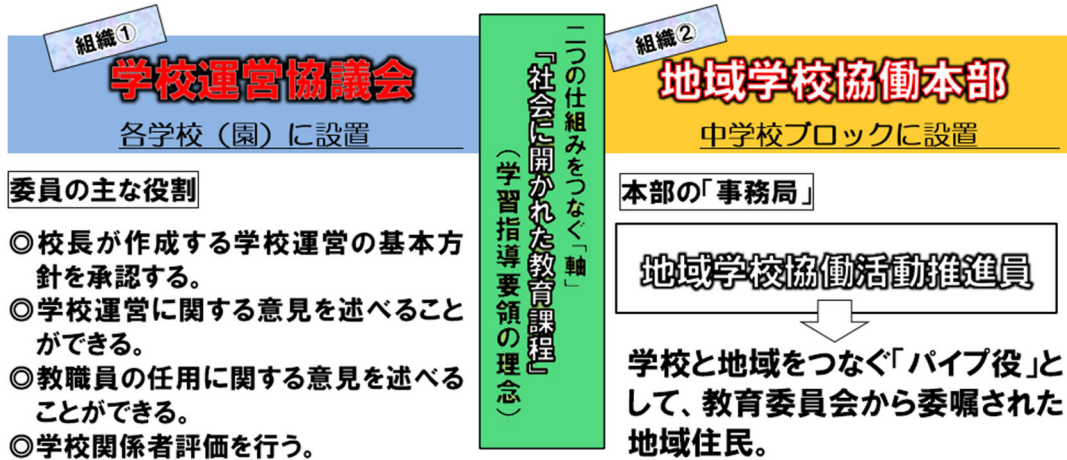
※適応指導及び日本語指導を行う教室(ワールドクラス等)が設置されていない小・中学校では、通常の学級で学習しながら、外国人子女等適応支援事業における通訳講師を活用して、日本語指導や教科指導、学校生活への適応指導を行っている。

(7) 施策26 コミュニティ・スクール関係

地域の教育力の向上と地域の教育資源の活用推進



2つの組織



地域・保護者の声を学校運営に生かし、社会に開かれた教育課程を具現化するために、地域ネットワークを活用し、子どもの育成を目指します。

○ コミュニティ・スクール

コミュニティ・スクールは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づいて「学校運営協議会※1」を置く学校のことです。平成16年に法制化され、平成29年から設置が努力義務とされています。

学校運営協議会では保護者や地域住民の声を積極的に生かし、地域とともにある学校づくりを進めていくことができます。

学校を取り巻く地域の人たちが様々な知識や知恵・経験を持ち寄って連携し、学校の教育活動や運営をサポートする「学校の応援団」です。

※1 学校運営協議会

市川市教育委員会から任命された地域住民、保護者の代表等、15名以内の委員が一定の権限と責任をもって学校運営に参画する“学校にある学校応援団”のこと。校長が作成する学校運営の基本方針を承認したり、学校関係者評価をしたり、地域・保護者の意見を学校運営に反映させ、学校教育をどのように進めていくかを「熟慮」と「議論」を重ねて意見を合意形成する組織。



学校運営協議会開催の様子

○ 市川版コミュニティ・スクール

市川市では、「学校運営協議会」を設置している学校と合わせ、「地域学校協働本部※2」という地域から学校を応援する組織も併せて設置しています。

この「学校運営協議会」、「地域学校協働本部」、二つの組織の相乗効果を期待しています。両輪の関係である二つの組織が設置された学校や地域のことを“市川版コミュニティ・スクール”と呼び、地域と学校の連携・協働体制の充実を図っています。

※2 地域学校協働本部

中学校ブロック及び義務教育学校区を単位に設置する“地域にある学校応援団”のこと。市川市教育委員会から委嘱された地域学校協働活動推進員(旧称:学校支援コーディネーター)を中心に、学校のニーズを引き出し、地域のネットワークを活用して様々な教育活動や地域活動をサポートする地域と学校のパイプ役。また、地域と学校が連携・協働して、学校を核として地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく様々な活動を総称して『地域学校協働活動』と言う。



第二中ブロック みまもりたい



大洲中ブロック
クリーングリーンマイタウン



妙典中ブロック コーディネーターズカフェ



第八中ブロック 平和の折り鶴贈呈

○「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰

年 度	受賞ブロック
平成28年度	第八中学校ブロック(第八中・平田小・鶴指小・大和田小)
平成30年度	第六中学校ブロック(第六中・鬼高小・稲荷木小)
令和元年度	塩浜学園
令和2年度	第一中学校ブロック(第一中・市川小・国府台小・中国分小)
令和4年度	第二中学校ブロック(第二中・真間小・菅野小・須和田の丘支援学校)

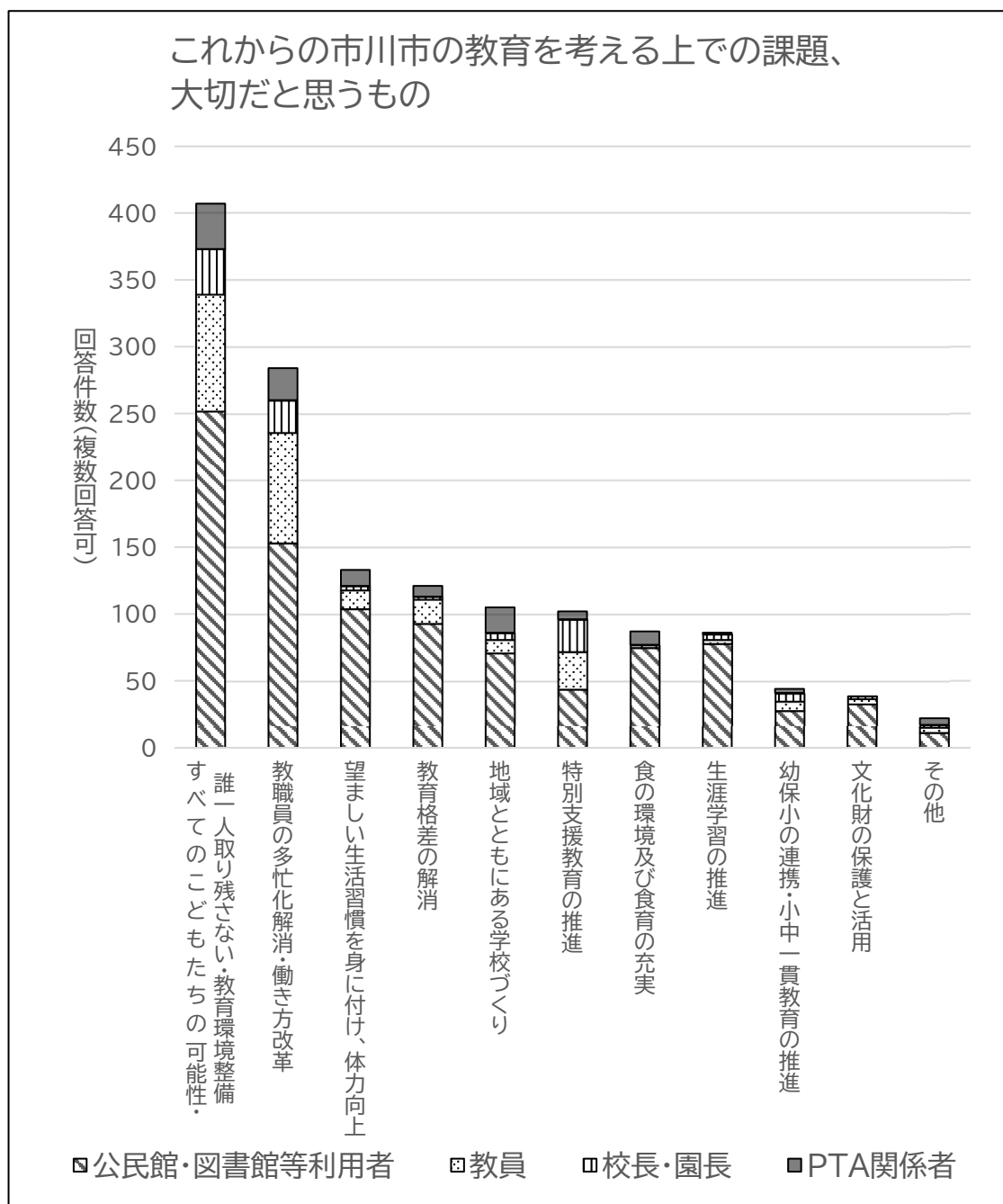
○ コミュニティ・スクール制度(市川版コミュニティ・スクール)のあゆみ

年	主な内容
平成27年度	・コミュニティ・スクール導入検討委員会 発足
平成28年度	・塩浜学園 コミュニティ・スクール指定(学校運営協議会設置) ・平成29年度 コミュニティ・スクール モデル校募集(～9月)
平成29年度	・5ブロック17校にて研究モデル校実施(計18校で学校運営協議会を設置) 第一中ブロック 第一中、市川小、国府台小、中国分小 第四中ブロック 第四中、中山小、若宮小 第六中ブロック 第六中、鬼高小、稲荷木小、 第八中ブロック 第八中、平田小、鶴指小、大和田小 福栄中ブロック 福栄中、南新浜小、福栄小
平成30年度	・2ブロック7校・1園にて研究モデル校実施(計25校・1園で学校運営協議会を設置) 第七中ブロック 第七中、行徳小、新浜小、新浜幼稚園 東国分中ブロック 東国分中、国分小、曽谷小、稲越小 ・6ブロックで地域学校協働本部が設置される 第一中、第四中、第六中、第八中、福栄中、塩浜学園ブロック
平成31年度 / 令和元年度	・8ブロック・30校5園にて学校運営協議会を設置 (すべての市立学校・園 55校・6園で設置完了) ・2ブロックで地域学校協働本部が設置される(計8ブロックで設置) 第七中、東国分中
令和2年度	・8ブロックで地域学校協働本部が設置され、全16ブロックで設置完了 第二中、第三中、第五中、下貝塚中、高谷中、大洲中、南行徳中、妙典中

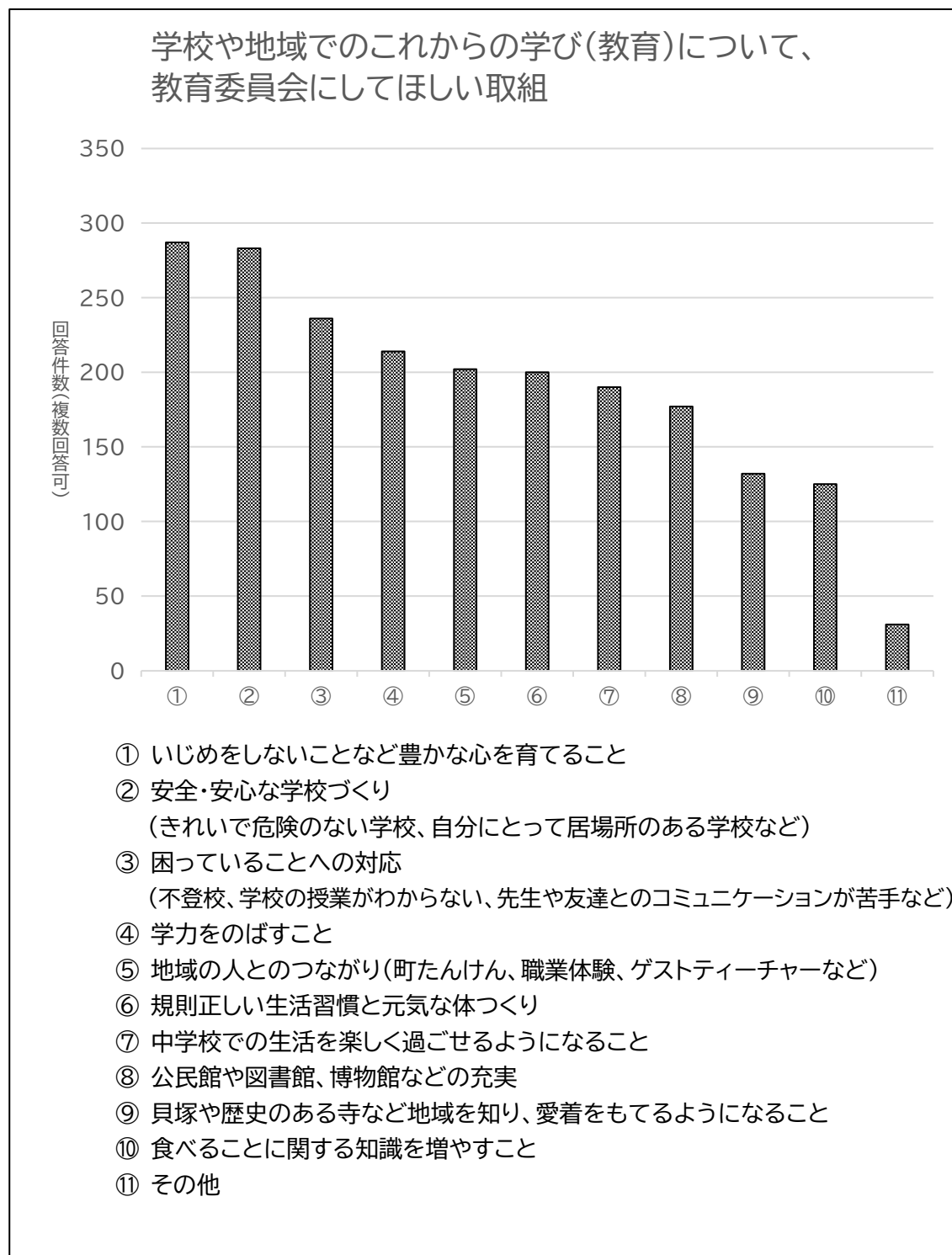
(8) 市川市の教育に関するアンケート集計結果

本計画の策定にあたっては、学識経験者だけでなく、教育現場、保護者、市民の皆様からのご意見を踏まえたものとするとともに、施策を推進する上で参考とするため、令和5年7月初旬から9月下旬にかけて、アンケートを実施いたしました。主な集計結果は、次のとおりです。

(大人)



(児童生徒)



3 策定経過

年月日	会議名等	主な内容
令和5年 7月初旬 ～ 9月下旬	アンケート調査	対象者 ・児童生徒、保護者、市民、教職員、校長園長 内容 ・これからの市川市の教育を考える上での 課題、大切だと思うもの
7月21日	総合教育会議	市長と市川市における今後の教育の在り方 について共有
8月24日	教育振興審議会	第3回会議 ・第4期市川市教育振興基本計画策定に向 けて意見交換
10月5日	定例教育委員会	第4期市川市教育振興基本計画の策定につ き諮問することについて議決
10月23日	教育振興審議会	第4回会議 ・第4期市川市教育振興基本計画の策定に ついて諮問、調査審議
11月9日	教育振興審議会	第5回会議 ・第4期市川市教育振興基本計画の策定に ついて調査審議
11月18日 ～ 12月18日	パブリックコメント	第4期市川市教育振興基本計画(案)につい て(提出意見 2人・2件)
12月21日	教育振興審議会	第6回会議 ・第4期市川市教育振興基本計画策定につ いて調査審議、答申
12月26日	総合教育会議	市長と第4期市川市教育振興基本計画(案) について共有
令和6年 1月11日	定例教育委員会	第4期市川市教育振興基本計画を策定

4 市川市教育振興審議会

(1) 市川市教育振興審議会条例

平成 23 年3月 28 日条例第 11 号

(設置)

第1条 本市に、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の4第3項の規定に基づき、市川市教育振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について、教育委員会の諮問に応じ調査審議するとともに、必要に応じ建議することができる。

(1) 教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)第 17 条第2項の規定により定める教育振興基本計画に関する事項

(2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 26 条第1項の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関する事項

(組織)

第3条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第4条 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 学校教育の関係者

(3) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校又は特別支援学校に在学する幼児、児童又は生徒の保護者

(4) 地域における教育の向上に資する活動を行う者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、当該特別の事項に係る臨時委員は、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(事務)

第7条 審議会の事務は、教育委員会事務局生涯学習部において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 市は、委員及び臨時委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(委任)

第9条 前各条に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、審議会が教育委員会の同意を得て定める。

附 則(抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

2 (略)

(2) 市川市教育振興審議会委員

選出区分	氏 名	所属・役職
学識経験のある者 (第1号委員)	天笠 茂	千葉大学 名誉教授
	田中 孝一	国立教育政策研究所 フェロー
	柳澤 幸江	和洋女子大学 教授
	五十嵐 祐子	前 市川市立須和田の丘 支援学校 校長
学校教育の関係者 (第2号委員)	石田 清彦	前 市川市立第二中学校 校長
	田代 美香絵	市川市立塩焼幼稚園 園長
幼稚園、小学校、中 学校、義務教育学校 又は特別支援学校に 在学する幼児、児童 又は生徒の保護者 (第3号委員)	松本 浩和	市川市立学校 保護者
	山田 博美	市川市立学校 保護者
地域における教育の 向上に資する活動を 行う者 (第4号委員)	尾崎 えみ子	統括的な地域学校協働 活動推進員
	神野 和江	統括的な地域学校協働 活動推進員

(3) 諮問書

令和 5 年 1 0 月 2 3 日

市川市教育振興審議会
会 長 天笠 茂 様

市川市教育委員会
教育長 田中 庸基



第 4 期市川市教育振興基本計画の策定について（諮問）

教育基本法（平成 1 8 年法律第 1 2 0 号）第 1 7 条第 2 項の規定に基づき
第 4 期市川市教育振興基本計画を策定するに当たり、市川市教育振興審議会
条例（平成 2 3 年条例第 1 1 号）第 2 条第 1 号の規定により、別紙を添えて
諮問します。

《諮問理由》

本市では、教育施策を総合的かつ計画的に実施するため、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、平成21（2009）年3月に「市川市教育振興基本計画」を策定し、「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」を基本理念に掲げ、施策の実現に取り組んできました。

「第2期市川市教育振興基本計画」（平成26（2014）年度～平成30（2018）年度）、「第3期市川市教育振興基本計画」（令和元（2019）年度～令和5（2023）年度）においてもこの基本理念の実現のため、施策を推進し、計画の目標を着実に達成してきました。

一方、「望ましい生活習慣を身に付ける取組の推進」「体力向上の取組の推進」等の施策をさらに充実させていかなければならないことが明らかになりました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大やロシアによるウクライナ侵略などによる影響をはじめ、社会では、少子化・人口減少、格差の固定化などの課題があふれており、将来の予測が困難で変化の激しい時代において、教育の果たす役割はますます重要となっています。

国の「教育振興基本計画」（令和5年6月16日閣議決定）に示されているように、これからの社会には、教育の普遍的な使命を踏まえつつも、多様な個人が幸せを感じ、地域や社会が豊かさを感じられ、誰もが排除されず、全ての人が社会に参画する機会を持てるような教育政策が必要です。

このようなことから、市川の教育の目指すべき姿とその実現に向けた今後5年間で取り組む施策を明らかにし、本市における教育政策を実効あるものにするため、「第4期市川市教育振興基本計画」の策定について諮問するものです。

なお、審議に当たっては次の事項を基本とし、ご検討いただくとともに、同計画に掲げる目標の達成状況を確認するための成果指標とその背景等を確認するための参考指標についてお示しいたきますようお願いいたします。

1 計画の位置づけ

- ・教育基本法第17条第2項で規定された、市川市の教育振興のための施策に関する基本的な計画とします。
- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に基づいて策定された「市川市教育振興大綱」における教育施策の方針を尊重した計画とします。
- ・市総合計画の分野別計画であり、本市関連計画とも整合性を図ります。

2 目指す姿、基本理念及び計画の体系

- ・市川の教育に関わる者が同じ方向を目指して教育政策を進めることができるよう、目指す子ども像や家庭・学校・地域の姿を新たに示しております。
- ・現行計画の基本理念「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」を引き継ぐものとします。
- ・今後の教育政策を実効あるものとするため、現行計画の基本的な考え方等の体系を必要に応じて見直すものとします。

3 計画の対象及び期間

- ・教育委員会が実施する市立学校における教育に関する施策及び生涯学習全般における学びの支援に関する施策を対象とします。
- ・計画期間は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5か年とします。

4 計画策定時期

- ・令和6（2024）年1月策定を目指します。

(4) 答申書

令和 5 年 1 2 月 2 1 日

市川市教育委員会
教育長 田中庸恵 様

市川市教育振興審議会
会 長 天 望 茂

第 4 期市川市教育振興基本計画の策定について（答申）

令和 5 年 1 0 月 2 3 日付けで市川市教育振興審議会に諮問のあった標記の件について、市川市教育振興審議会条例第 2 条の規定に基づき当審議会において慎重に審議した結果、別紙のとおり取りまとめたので答申いたします。